

第 780 回教育委員会会議録

日時

平成 28 年 8 月 22 日（月）午後 1 時 30 分

場所

御殿場市役所 第 5 会議室

出席者

1 番 教育長

2 番 委員

3 番 委員

4 番 委員

5 番 委員

陪席者

教育部長

教育総務課長

学校教育課参事

社会教育課長

学校給食課長

教育総務課課長補佐

学校教育課副参事

社会教育課課長補佐

社会教育課図書館長

学校教育課副主任

事務局

教育総務課課長補佐

教育総務課主事

議事

御教報第 1 号

平成 27 年度御殿場市一般会計決算（教育費）について

御教議第 42 号

平成 28 年度御殿場市一般会計補正予算（第 2 号について）

御教議第 43 号

御殿場市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置規程について

御教議第 44 号

御殿場市教育振興基本計画策定懇話会要綱について

御教議第 45 号

平成 28 年度特別支援教育就学奨励費について

御教議第 46 号

平成 28 年度就学援助について

開会

教育長

よろしく申し上げます。

台風 2 号の動きもありますし、リオオリンピック閉会式もあるもので色々な情報がありますが、暦の上では秋になっております。子どもたちは 25 日から授業再開となっております。

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。

ただ今より、御殿場市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

本日の委員会はお手元に配布しております日程により、進行いたしますのでご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。4 番委員と 5 番委員にお願いいたします。

次に会期であります、本日 1 日間といたします。

なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。

教育長報告

- 7月21日 全日本高等学校馬術競技大会
- 7月22日 市議会全員協議会
来客対応（二件）
- 7月23日 市子連ドッジボール大会

教育長

夏休みに入って、7月23日に市子連ドッジボール大会がありました。この折に、夏休みにほっとしている子どもたちが全体の指揮に従わないといった状況がありましたが、市長が「座ってください。」と一言言うと全体がピシッと収まったということがあり、教育者としてもなかなかすごいなという場面でした。

- 7月24日 市役所職員採用試験委員会
- 7月25日 部長連絡会
定例記者会見
庁議
- 7月26日 部内打ち合わせ
第1回総合教育会議
幼稚園教頭会
来客対応

教育長

7月26日に総合教育会議がありまして、皆様方が参加されて、様子を見ていただきました。ありがとうございました。

- 7月28日 御殿場市教育フォーラム2016
韓国論山市との友好締結式
韓国論山市歓迎レセプション

教育長

7月28日の御殿場市教育フォーラム2016では、特別講師の白駒さんの講演が圧倒的な評価であり、良かったと思います。

7月29日 全国大会出場中学生の市長表敬訪問
副市長との打ち合わせ
部課長会総会

8月1日 部長連絡会

8月2日 エコアクション2016

教育長

8月2日にエコアクション2016がありました。これについては、また報告がありますので、新聞の記事になるのではないかと思います。

8月3日 駿東地区教育研究集会
御殿場市職員採用試験委員会

8月4日 国公立幼稚園東部支部教頭・主任研修会

8月5日 長野県塩尻市立図書館視察

教育長

8月5日に長野県塩尻市の図書館へ視察に行ってきましたが、この内容につきましては、「教育長室の窓」という通信に記載しましたので、お読みください。参考にできるところが多かったかと思います。

8月6日 富士登山駅伝安全祈願祭・開会式
御殿場市戦没者追悼式

教育長

8月6日ですが、御殿場市の戦没者追悼式がありました。ここで、原里中と西中の女子生徒の作文奉読がありました。同様に、8月15日に玉穂地区の戦没者追悼式に参加しましたが、玉穂小学校の男児の作文奉読がありました。校長先生の話と曾祖父の戦争体験の話聞くことから戦争と平和について考えたという作文でしたが、聞いていてなかなか素晴らしいなと思いました。ですから、御殿場市では、他市町のように広島へ中学生を派遣しているということではありませんが、ここ数年前から夏休みに入る前に、校長講話として戦争の話をしてもらいたいということがある程度徹底されて、そこから地元の戦没者追悼式関係に小学生や中学生が参加されているという意味合いでは、良い方向に進んでるのかなと思います。

8月7日 富士山登山駅伝

8月8日 部長連絡会
部内打ち合わせ
来客対応

8月9日 部内打ち合わせ

8月10日 幼稚園教頭・主任会

8月11日 山の日・祝日

8月12日 県教育委員会市教委訪問

8月13日 駿東テクノ祭

8月15日 部長連絡会
玉穂地区戦没者追悼式

8月16日 部内打ち合わせ
市議会臨時会・全員協議会

8月17日、18日、19日
夏季厚生休暇取得

教育長

教育長に就任して4年経ちますが、8月17日から19日まで夏季厚生休暇というものを初めて取得しました。

別件になりますが、資料の下段に静東教育事務所地域支援課管理主事の学校訪問のことを簡潔に書いてありますが、人事に関する学校訪問が9月1日から始まります。約1か月間かけまして、議会の合間を縫って訪問するわけですが、県費負担教職員の人事関係についてはこの学校訪問からスタートして人事の内申を行う形になりますので、教育長と教育監が毎回参加することになっております。

なお、一番後ろのところに訪問時における対応の資料をお配りしていますが、こんな形で先生方に毎年ポイントを抑えた話をしています。もちろん管理主事訪問ですので、管理主事が指導と助言をすることで、私はあいさつだけになりますので、このような内容の一部をその場に応じてやっているという状況です。詳しいことについては、「教育長室の窓」を読んでもいただけるとありがたいと思います。

教育長

以上が、教育長報告になります。

議事

教育長

それでは議事に入ります。

始めに当局から一言お願いします。

教育部長

改めましてこんにちは。先月は総合教育会議と教育フォーラムにご出席いただき、ありがとうございました。総合教育会議は、特に傍聴人が多く、大変だったと思います。また、8月2日に毎年開催されております高根地区の「高根森っこクラブ」を初めて見学させていただきました。これは、来年小学校に入学する保育園の年長児を、次年度6年生に進級する小学校5年生が面倒を見て、運営は地域の役員さんと高根中学校の中学生が行っているというもので、内容もフリークライミングやクワガタ取り、ヤマメのつかみ取りなど色々な手作りの遊具等も盛りだくさんで、また婦人会の皆様も手伝うというように地域が一体となって、子どもを育成するために盛り上がっている行事かなと思いました。教育委員の皆様も、忙しい時期ですが、来年以降機会がありましたら一回行ってみるといいのかなと思いました。さて、本日は決算報告案件1件、議案が5件、協議報告事項1件となっておりますのでよろしくお願いたします。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教報第 1 号

平成 27 年度御殿場市一般会計決算（教育費）について

教育長

それでは、御教報第 1 号「平成 27 年度御殿場市一般会計決算（教育費）について」を議題と致します。

教育部長

それでは、ただ今議題となりました御教報第 1 号につきまして、内容の説明をいたします。議案書の 33 ページをお願いいたします。こちらは歳出からになります。10 款教育費全体の歳出の決算額は、3,360,000,000 円余でした。前年度と比べまして 590,000,000 円余、率にして 15 パーセントの減となっております。これは、印野小学校のグラウンド整備、玉穂小学校体育館の外構整備等の事業の完了によるものです。また、詳細につきましては、部署ごとに説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

教育総務課長

それでは、資料の 33・34 ページをお開きください。

10 款 1 項 1 目教育委員会費の執行率は 94.6%です。右の備考欄で主なものを説明いたします。

35・36 ページをお開きください。

2 の交際費は、西中学校の生徒への弔慰金と県書道連盟御殿場地区書初め展の教育長賞の盾 10 個等に要した経費です。

4 の負担金は、例年の負担金に加え、関東ブロック研究会特別負担金を支出しました。

5 の交付金ですが、教育現場の ICT 化に伴う各種情報通信技術への知識・理解を深めるため、東京のシャープ(株)のショールームへの視察研修等に要した経費です。

次に、2 目・事務局費の執行率は 98.9%です。

1 の①の学校設置審議会委員報酬は、市内の特別支援学級の増設に伴い通学区域の一部変更を行うため、平成 22 年度以来 5 年ぶりに開催した学校設置審議会の委員報酬です。

2 の①の私立幼稚園運営費補助金は「学校法人補助交付要綱」に基づき、市内の私立幼稚園 2 園への幼稚園運営に対して補助したものです。

3 の育英奨学資金貸与事業は、平成 27 年度の新規貸与者は 18 人で、これまでの継続者と合わせると、高校生 4 人、大学生 50 人の計 54 人になります。

4 の教育振興補助事業は、地区ごとに幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に、よりよい教育振興を図るための補助金です。

6 の一般諸経費は、学校施設の修繕業務を遂行するため建築技師補助 1 名を雇用した経費、その他には複写機や OA ソフトの借上料、教育長を含めた職員の旅費、消耗品費などが主なものです。

それでは、引き続き、決算書の 37・38 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 3 目教育指導費について、ご説明いたします。執行率は、93.5%でございます。

内容は、備考欄の記載事項によりご説明いたしますので、決算書の 38 ページ、備考欄をご覧ください。

1 人件費の①は、定期の健康診断、健康相談及び保健指導における学校医・学校歯科医 94 人の報酬でございます。②は、学校薬剤師 16 人の報酬、③から⑧までは、それぞれ記載の委員・専門調査員に対する報酬でございます。

2 健康管理事業の①は、尿検査、心臓病検査、結核等の検査関係や就学時、入園時健康診断の委託料等、児童・生徒の健康管理に伴う健診等の費用でございます。②の学校保健管理充実事業は、御殿場市医師会と協力して平成 18 年度から立ち上げた事業です。学校保健管理の専門的技術指導の充実を図るため、学校専門相談医に支払った委託料等でございます。③は市内 16 校の教職員健康診断等の費用、④は駿東地区学校保健会への負担金でございます。

3 学校教育支援事業の①は、市教育相談員 2 人と中学校区ごとに配置した相談員 6 人、及びスクールソーシャルワーカー 1 人の雇用経費等で、いじめ問題や不登校児童・生徒の解消を図るための支援を行いました。②の外国人児童生徒適応指導事業は、外国籍の児童生徒に対して、日本語指導など学校生活の円滑な適応を図るための事業で、原里小学校に事務局を置く運営協議会への交付金でございます。学校からの要請に応じて、巡回教室の形式で、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語の指導員 3 人を派遣しました。③の学校教育充実事業は、特別支援学級補助者 15 人、情緒通級指導教室補助者 1 人、保健室運営補助者 3 人、学校図書室補助者 6 人の雇用経費等でございます。④の特別支援教育推進事業は、個別支援計画をサポートする巡回相談員 1 人の雇用経費でございます。⑤は、通常学級に在籍する発達障害児で、特に個別の支援を必要とする児童生徒が多い学校に派遣した支援員 14 人の雇用経費等でございます。⑥の魅力ある学びづくり推進事業は、平成 24 年度からの事業で、教職員が児童生徒一人一人と向き合う時間が確保できるよう事務的な業務を支援する臨時職員の雇用経費でございます。⑦の教育指導センター事業は、平成 26 年度からの新規事業です。団塊の世代を中心としたベテラン教職員の大量退職を受け、若手教職員の授業力や指導力の更なる向上のため、教育指導員が学校を訪問し、個人への直接的指導・支援を行いました。⑧は、駿東地区教職員の資質向上に向けた研修会への助成及び文化・スポーツなどの駿東地区の大会等、体育・文化向上のための負担金でございます。⑨は、小・中学校の児童・生徒に夢をはぐくむ事業で、27 年度は全ての小中学校で講話や芸術鑑賞等が実施され、子どもたちの夢や職業観の育成を図りました。⑩は、教育研究推進のための交付金で、富士岡小学校・神山小学校・富士岡中学校にはキャリア教育の視点から教育課程の研究、南中学校には特別支援教育の研究、御殿場南小学校には学力向上・授業改善の研究を図る研究指定校として先行的な研究推進を図りました。次に、39・40 ページをお願いいたします。⑪は、御殿場市制 60 周年を記念して、将来の御殿場を担う児童生徒に「人間力・社会力」を身に付けさせるため、道徳の授業などで使用する心の教育副読本「ふじさんのように」9,300 冊の作成に要した経費でございます。なお、学校教育支援事業では、5,258,340 円の不用額が出ております。主な理由としては、配置予定の支援員を確保したものの、辞退者が出たことにより、後任の支

援員を確保するまでに時間を要したため、賃金等に剰余金が生じたものです。

4 外国人英語指導者配置事業は、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、業者と委託契約して小学校・中学校に計9人の外国人の先生を、英語指導者として派遣した経費でございます。自然な英会話に触れ、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、異文化に触れる機会を持ちました。

5 多人数学級支援事業は、36人以上の多人数学級に、教科指導、生活指導を行うための支援員を派遣するものです。多人数学級で担当教員とともに児童生徒へのきめ細やかな指導を実現する事業ですが、H27年度につきましては該当となる学級が無かったため、予算執行はありませんでした。

6 いじめの防止等対策推進事業は、いじめ防止対策推進法や国の「いじめ防止基本方針」などを参考に、本市で策定しました「御殿場市いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの未然防止を最重要課題と位置づけ、いじめ等の諸課題に対応するための研修会を開催するための経費などがございます。

7 幼児教育振興事業は、市幼児教育振興計画に基づき調査・研究等を行い、子どもたちの健全育成を推進するもので、①は、幼稚園教諭の資質向上を目的に開催した研修会の講師謝礼でございます。②は、幼稚園・保育園・小学校・中学校の教職員による合同研修会等の実施、③は、研究指定園であります富士岡幼稚園の研究推進のための交付金でございます。

8 教育指導補助事業は、市内小・中学校の教職員の教育研究費用として、研修会や各教科研修等に対する補助金でございます。

9 一般諸経費は、幼稚園指導関係の臨時職員等の雇用経費、卒業記念品、教育論文賞賜金、体育文化賞賜金等の報償費、教師用指導書購入経費等でございます。

教育総務課長

続きまして、2項の小学校費について説明します。ページは同じく39・40ページです。

2目・学校管理費の執行率は92.1%です。1の学校運営経費の②臨時職員雇用経費は、小学校に勤務する臨時職員22名（事務員10名・内務員11名・教諭1名）の雇用に係る経費です。

2の施設管理費の①施設維持管理費は、電気料や水道料、施設の警備費、教育用コンピュータの保守、浄化槽の保守点検、浄化槽の清掃手数料など、小学校の維持管理に要した経費です。②の施設維持補修費は、御殿場小学校屋内運動場母屋塗装修繕をはじめ、各学校の設備や遊具などの修繕に要した経費です。③の土地借上料は、小学校5校の土地借上料として要した経費です。

なお、施設管理費の不用額15,499,724円については、光熱水費及び委託料等が見込みより減となったものです。

3の施設整備費の②施設備品購入経費は、教材備品を除く、机や椅子、ロッカーなどの一般備品、校内電話等の設備を購入した経費です。③小学校環境整備事業は、神山小学校校舎改修工事設計委託等に要した経費です。④小学校プール改築事業は、御殿場小学校屋外プール改築設計委託、立木伐採委託、屋外プール解体工事、プール改築工事、朝日小学校屋外プール改築設計委託等に要した経費です。41・42ページをお開きください。⑤地区児童屋内体育施設耐震整備事業は、玉穂地区屋内運動場外構工事、神山地区児童屋内体育施設耐震補強・

改修工事等に要した経費です。なお、施設整備費の不用額 30,881,219 円については、御殿場小学校プール建築工事費及び神山地区児童屋内体育施設耐震補強・改修工事費の入札差金により減となったものです。

4 の特別支援学級諸経費は、特別支援学級における消耗的教材や図書の購入に要した経費です。次に、2 目・教育振興費の執行率は 98.2%です。

1 の教材整備費の①教材用備品等購入経費は、地球儀、作文指導用黒板、楽器など、各小学校の教材用備品や特別支援学級教材用備品の購入に要した経費です。②理科教育振興事業は、理科教育振興法に基づく理科に関する教材として、顕微鏡、人体解剖模型などの購入に要した経費です。③教育用コンピュータ整備事業は、教育用コンピュータの借り上げ料やクラス増に伴う教員用パソコン、特別支援学級の児童用パソコンの購入等に要した経費です。④電子黒板整備事業は、原里小学校及び朝日小学校の電子黒板のリース料に要した経費です。

2 の小学校扶助費の①要保護・準要保護児童就学援助費につきましては、対象の児童数は 227 人となっております。②特別支援教育就学奨励費につきましては、小学校 10 校に在籍する 84 人中 61 人が援助の対象となっております。

次に、3 目印野小学校校舎改築事業費の執行率は 68.5%です。

1 は、3 か年実施計画の 6 年目として、記念館・資料館改修工事、同工事監理業務委託等に要した経費です。この事業は、9,246,667 円の予算残となりましたが、これは、記念館・資料館改修工事費及び工事監理業務委託料の入札差金により減となったものです。

43・44 ページをお開きください。

次に、3 項中学校費の 1 目・学校管理費の執行率は 75.0%です。

1 の学校運営経費の②臨時職員雇用経費は、臨時職員 12 名の雇用に係る経費です。

2 の施設管理費の①施設維持管理費は、電気料や水道料、浄化槽の清掃手数料、施設の警備、教育用コンピュータの保守、自家用電気工作物の保守など、中学校の維持管理に要した経費です。②施設維持補修費は、南中学校校舎屋内階段手摺り修繕をはじめ各中学校の設備や体育器具などの修繕に要した経費です。③土地借上料は、中学校 5 校の土地借上料として要した経費です。

なお、施設管理費の不用額 8,024,099 円については、光熱水費及び手数料等が見込みより減となったものです。

3 の施設整備費の②施設備品購入経費は、教材備品を除く、各中学校で整備する机、椅子、下駄箱などの備品、放送室放送設備等の購入に要した経費です。③中学校環境整備事業は、原里中学校グラウンド整備工事及び設計、富士岡中学校暫定校舎借上等に要した経費です。

なお施設整備費の不用額 48,589,135 円については、原里中学校グラウンド整備工事の事業延期並びに工事費の入札差金により減となったものです。

4 の特別支援学級諸経費は、特別支援学級における消耗的教材や図書購入などに要した経費です。

5 の中学校長交際費につきましては、西中学校の生徒への弔慰金を支出しております。

6 の茶文化推進事業は、食育を通じて茶文化の推進を図ること目的として全額県補助金で行う事業です。

なお、施設整備費において 41,425,800 円の事故繰越がありますが、これは原里中学校グラ

ウインド整備工事が平成28年2月から3月にかけての度重なる悪天候により施工が遅れたことによるものですが、既に4月4日で工事は完了しております。

45・46ページをお開きください。

次に、2目・教育振興費の執行率は98.4%です。

1の教材整備費の①教材用備品等購入経費は、数学用器具や教科書改定に伴う各中学校の教材備品、特別支援学級教材備品の購入に要した経費です。②理科教育推進事業は、理科教育振興法に基づく理科に関する教材として、顕微鏡テレビ装置、真空ポンプ等を購入した経費です。③教育用コンピュータ整備事業は、各中学校の教育用コンピュータの購入やリース料に要した経費です。④電子黒板整備事業は、原里中学校の電子黒板のリース料に要した経費です。

2の中学校扶助費の①要保護・準要保護生徒就学援助費につきましては、対象の生徒数は、156人となっております。②特別支援教育就学奨励費につきましては、中学校4校に在籍します生徒23人中19名が援助の対象となっております。

次に、4項幼稚園費の1目・幼稚園費の執行率は95.2%です。

幼稚園費の予算につきましては、人件費等に係る部分以外は子ども育成課の所管事務となっておりますので、人件費等に係る部分についてのみの説明とさせていただきます。

2の幼稚園運営経費の③臨時職員雇用経費は、幼稚園の臨時職員61名を雇用した経費です。

なお、幼稚園運営経費の不用額14,309,302円については、育児休業代替職員の補充ができなかったこと等により臨時職員の賃金が減となったものです。

4項・幼稚園費については以上です。

社会教育課長

続きまして社会教育課所管分について説明いたします。

47・48ページをお願いします。

10款5項1目社会教育総務費は、執行率68.5%でした。それでは、備考欄の大事業ごとに説明させていただきます。

備考欄の1の②は、青少年の健全育成や補導活動、家庭・子育て教育、電話相談等を担当している社会教育指導員4人の報酬であります。③は青少年の育成を図るため、地域や団体への指導助言を行う青少年活動推進委員14人の報酬であります。④は、青少年問題協議会委員10人の報酬であります。青少年の指導、育成、保護、矯正について検討並びに情報交換をしました。⑤は、106人の青少年補導委員の報酬であります。校区補導、街頭補導を実施しました⑥は、放課後子どもプラン運営委員会委員10人の報酬であります。放課後子ども教室を含めた、子供たちの放課後の居場所づくりについて検討しました。

備考欄の2の①は、生涯学習推進会、市民大学講座、生涯学習奨励事業に要した経費であります。②は、3歳児を持つ母親を対象とした「楽しい子育て教室」の講師謝礼、「親学・子育て学習講座」講師謝礼、小・中・幼稚園、保育園24学級の「家庭教育学級」に要した経費であります。次のページをお開きください。③は、市婦人会連絡協議会の運営を補助したものです。

3の①は、各地域の地域づくり活動、青少年健全育成等のための補助金を市内6地区に交

付した経費であります。②は、地域づくり活動主事を対象とした講座を実施した経費及び地域づくり活動主事連絡会交付金に要した経費であります。

4 の①は、小学生の体験活動をサポートして実施する「青少年チャレンジ体験事業」、「わたしの主張発表大会」、「成人式」などに要した経費であります。②はボーイスカウト、ボーイスカウトジャンボリー事業、ガールスカウトに補助したものです。

5 の①は、社会教育課内に設置されている青少年センターの運営懇話会、補導活動、相談事業、環境浄化活動に要した経費であります。②は、青少年健全育成強化月間、青少年を守り育てる運動のための経費と、市 PTA 連絡協議会への交付金、市青少年健全育成会連絡協議会への交付金及び第 8 回青少年のための科学の祭典事業への交付金に要した経費であります。③は、放課後子ども教室 8 校区 9 教室の運営、コーディネーター謝礼に要した経費であります。

6 の①は、「ふれあい会館」の維持管理に要した経費です。

7 は、旧青少年会館跡地を青少年広場として整備する造成工事に要した経費ですが、これについては、107,388,965 円の不用額が生じています。これは青少年広場整備の事業内容の年度間調整に伴うものです。具体的には、防衛補助の 2 次配分を見込み計上しましたが、配分がなかったため不用額といたしました。

8 は、名誉市民であります勝間田清一氏の伝記を発刊するための刊行委員会への交付金です。

10 は、県社会教育委員連絡協議会等の各種負担金及び旅費等に要した経費と、臨時職員賃金に要した経費です。

1 目は以上となります。

続きまして、2 目文化財費の執行率は 92.0%でした。備考欄の 1 は、文化財審議会 11 人の報酬であります。備考欄の 2 の①につきましては、次のページをお願いします。

これは、印野の熔岩隧道丸尾苑の管理委託、臨時職員の賃金、文化財賞賜金、東山のサイカチの保全、深沢城下刈等に要した経費であります。②は、御殿場口登山道のマップ作製の印刷費、臨時職員の賃金等に要した経費であります。

3 の①は、ぐみ沢にあります民俗資料収蔵庫の管理運営に要した経費であります。

2 目は以上となります。

続きまして、3 目図書館費の執行率は 96.2%でした。

備考欄の 1 の②は、図書館協議会委員 5 人の報酬であります。

2 の①の主なもの、窓口業務委託料です。その他、各種講座の講師料、雑誌・新聞の購入費、印刷製本費、電話料、図書データ使用料等に要した経費であります。②は、子育て支援・子ども読書活動推進の一環として、保健センターでの 6 か月健診の受診者を対象とした「ブックスタート」で絵本提供等に要した経費であります。③は、図書館の蔵書充実を図るための図書等の購入に要した経費であります。④は、蔵書の管理や貸し出しのシステム保守・リース代、そして自宅でインターネットを利用して市図書館並びに県内図書館の蔵書の検索等ができるインターネット公開事業に要した経費であります。

3 の①は、電気・ガス使用料等の光熱水費、空調設備保守、エレベーター保守等の委託料、土地借上料等に要した経費であります。②は、施設修繕で照明、空調機、屋根・天井部の維

持補修及び図書館整備構想策定調査業務の委託に要した経費です。

5 は日本図書館協会外の負担金であります。次のページをお願いします。

6 は、図書館ボランティアの会、くろつぐみの会の活動助成のための交付金であります。

以上、社会教育課の決算概要です。

学校給食課長

引き続き、53・54 ページをお願いします。それでは、10 款 6 項 1 目の「給食センター運営費」について説明いたします。執行率は、97.4%でございます。

1 の①は、昨年度 3 回実施しました学校給食センター運営委員会委員 13 人分の報酬でございます。②は、職員 26 人の給料・職員手当等・共済費でございます。

2 の①は、臨時職員 19 人、パート職員 18 人、計 37 人の賃金と社会保険料でございます。

3 は、小・中学校の児童生徒、教職員など合わせて約 8,700 人分の学校給食の賄材料費のほか、センターと学校間の給食配送・回収業務委託、小・中学校の配膳業務委託、職員の保菌検査等に要した経費でございます。

なお、不要額が 8,939,231 円ほどありますが、学校給食の賄材料費等の算出における対象児童生徒数が当初見込みより減となったことによるものでございます。

4 の①は、3 センターの衛生管理に使用する消毒液、洗剤、厨房・給食用の消耗品、燃料費、光熱水費、建物保安業務、調理機器等の点検整備の業務委託等に要した経費でございます。

②は、西学校給食センターの超高压洗浄機多段ポンプ修繕など、施設や調理機器の修繕に要した経費でございます。③は、南学校給食センターと西学校給食センターの土地借上料でございます。④は、PFI 事業で行っている南学校給食センターの建設に係る償還金と維持管理費・運営費でございます。なお、不要額が 9,179,745 円ほどありますが、3 センターの燃料費、光熱水費等が、当初見込みより減となったことによるものでございます。

5 は、老朽化している西・高根学校給食センターの現状調査、分析、稼働寿命等の把握、整備方針、整備計画、今後の課題等について、専門の業者へ委託した「西・高根学校給食センター整備計画策定業務」に要した経費でございます。なお、不要額が 5,041,200 円ほどありますが、西・高根学校給食センター整備計画策定業務の入札差金により減となったものでございます。

6 は、富士岡小の給食用リフト修繕などに要した経費でございます。

7 は、児童とその保護者を対象に実施した「夏休み親子調理実習」等に要した経費でございます。

8 は、各センターで使用している公用車 4 台の車検及び修繕料と、老朽化が著しい公用車 1 台を新車への更新に要した経費でございます。

次に、55・56 ページをお願いします。

9 は、旅費、事務用消耗品などに要した経費でございます。

10 は、「学校栄養士協議会負担金」等の各種協議会等への負担金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教育部長

例年付けておりませんが、7 ページから 28 ページまで教育委員会にかかるころの歳入に

つきまして、太枠で囲んだものを添付してありますので、後程ご覧いただきたいと思います。

10 款の説明については、以上になります。

教育長

ただ今、御教報第 1 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

委員

部長さんが親切に収入の関係を添付してくれましたけど、その関係で、前々から問題になっている学校給食費の納付金ですが、11,000,000 円ほど出てますが、これは前年度に比べて増えていますか。

学校給食課長

学校給食納付金についてでございますが、収納率は 97.6%で、前年度に比べまして 0.1%の増加となっております。それから収入未済額につきましては、35,976 円の減額となっております。それぞれの収納率を見ますと、小学校の方では現年度分で 99.7%、昔の卒業してしまっている過年度分が 7.9%ということで、中学校の方では現年度分で 99.6%、過年度分については 19%ということで、収納率は前年度比 4.7%で増えているという状況です。未納額については、昨年度とほぼ同様となっております。

委員

ということは、ほとんど横ばいで昨年度に比べて、未納額はほとんど無いという理解で良いでしょうか。

なんでこんなことを質問するかというと、もし増えているようであるならば、就学援助の関係で毎月案件が上がってきている中で校長先生の意見が付いてきてますけども、それを申請してきた方が学校給食費を滞納していると書いてあるものが、全体を通して自分が見た限りでも、ほとんど無い。だから、もし給食費の滞納が増えているならば、それはやっぱり保護者の義務教育へのお願いというような形で対応していくという理解でよいのか。要するに、貧困の家庭じゃないという理解かなと思いましたので。

それと、11,000,000 円ほどの滞納金は、過年度分のもの、つまり昔からきている滞納金という理解でいいですね。

学校給食課長

11,000,000 円分の内訳でございますけども、現年度というのは 27 年度中に発生したもので、26 年度以前のを我々の方で繰り越したり、あるいは通知等を出したりして納めてもらうようにしています。昨年の状況をいいますと、1,500,000 円ほどそういった形で徴収させてもらったんですけど、現年度の滞納額が約 1,500,000 円になってしまったということで、結果として、増減のない金額になったというところなんです。本来であれば、過年度のものを納めてもらって、現年度のものが減っていけば全体として減るわけですが、過年度を徴収しても現年度が同じように入ってきてしまっているという状況です。

過年度分ですが、正直に言って外国の人が国に帰ってしまったために、もう徴収できないという件数は分かりますか。

学校給食課長

滞納整理をするにあたって、ある程度世帯ごとに大体分けて台帳を整理しました。新しい世帯で 33 世帯、過年度が 122 世帯、合計 155 世帯となっています。中には、1 世帯で 5 人から 6 人いるという世帯もありますけど、1 人という方ももちろんいます。過年度分の転出等で、外国に帰国してしまった方、あるいは転々としていて行方の分からない方が、うち 40 件から 50 件となっております。

教育部長

明らかに徴収できない、もしくはどこに行ったか分からないものにつきましては、不納欠損扱いにして減額していきたいですけど、税金と違って、給食費は私債権ですので、5 年経過したためといった形が取れないため、不納欠損処理というのがなかなか難しく議決事項になるかと思えます。ただ、給食費以外にも住宅使用料とか保育料とかそういったものもありますし、給食費だけで議会案件にするというのはなかなか難しいです。そこで研究会的なものを税務課が組織しておりますので、今後そういうところで明らかに徴収できないものについては、何らかの形で減らしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

教育長

その件は、報告の関係以外にも話題になったという過去のいきさつもありますが、結局、本当に経済的に困難で納めないというような実情から随分変わってきたことは事実ですね。実際に各小中学校別を一覧すると、地域によっては全く動きが無いという地区もあって、親御さんの出方の問題もだいたい出てくるということです。これは御殿場市だけではないですが、虫歯の治療と給食費の未納は割と関連性があるって、地域によっては虫歯の治療を 100%やる場所もあります。給食費も 100%納める。けども、その真逆のところもあるようで、そういう所は先ほども話題に出た通り、違った形で攻めないといけない。以前この教育委員会で話題になったことでは、他からも財産の差し押さえをやったらどうかという話が出た。他市町ではそういうものまで踏み込んでいるものもあるもので、それを参考にしながらというところから話し合った記憶もありますので、ここの話題から逸れますが、もし違った角度で攻めていかないと、お金を稼ぐことが困難だからといって就学援助の申請をするのに、それとどううまく整合性が取れないという状況になっています。もっと素直に言いますと、これから進路の関係がやってきますが、中学校関係ですと、こっちのお金は納めないけど高校には行きたいといって平気で受験するのが実際に出てくるわけで、そこで中学の先生方がかなり指導を加えて、何をやるのが現実的なのかということをやっているんで、色んな意見をもらった上で話をしてもらいたいのかなという点があります。

もう一つは、学校給食センターの運営委員会の委員から指摘があって、話し合いになったこともあるので、どこかでキチっとしたものを出して、方向性が共有されるといいのかなと

いう気がしますので、このような方向でよろしいでしょうか。

委員

平成 19 年に、やはり教育委員から給食費の滞納整理の関係で意見がありましてね、その時に先ほど出た法的措置をやろうかということで色々考えたんですけど、非常に難しい。詳しい話は忘れてしまったのですが、要するに、給食の関係は契約しなければいけないとかそういったことで、全保護者あてに文書を流した覚えがあります。当時の教育委員さんが強硬でして、それからずっと尾を引いてきて、地元に戻ってからも関心が多いものですから、徴収できないものでは先ほど部長がおっしゃったように、不納欠損でどんどん処理していかないと、積み積み積もって討論できない状況になるのじゃないかと思いますので、不納欠損にしたかどうかという提案をしようかと思って質問させていただきました。

教育長

その他、よろしいでしょうか。

委員

今の滞納の件について学校側の対応として、子どもに今どういう集金の方法を採っているか分からないですけども、給食の集金袋のようなものがあって、それを子どもに持たせて保護者にお金を入れてもらって担任に渡すという形だったかと思いますが、対応しているのは担任なり校長なりが保護者と面談して、その理由というのを全部控えてあるのでしょうか。要するに、どういう理由だから給食費を納めないのか、色んな主張があると思うんですね。確かに経済的に困難だという理由もあるだろうし、義務教育なんだから給食費も持つのが当然だという主張で納めないという理由かもしれない。そういう滞納理由は、個別に控えてあるのでしょうか。

学校教育課参事

各学校でそのような滞納の家庭については、校長らが面談をさせていただいております。

委員

その理由は何か、明確になっているのでしょうか。

学校教育課参事

事情については、保護者から聞いたりしています。

教育部長

夏に毎回、会計検査というものを教育総務課と一緒にに行けるときには行って、話をさせてもらっていますが、その中でやっぱり給食費の帳簿も当然ありまして、今現金で集めているのは原里小学校と原里中学校だけです。あとは学年会計の口座振替という形でやっているもので、現金扱いはこの2校のみとなります。現金ではないところで滞納率が0の学校もありま

す。かといって、現金の原里小も0だったかと思います。就学援助の中には、給食費の項目がカウントされておりますので、逆にそういう人たちの分は渡した時に給食費を収納してもらうということで、校長先生たちは面談の形を取っているのですが、ほとんど滞納は無いです。ただ、本人が同意していないものが中には少しはあるという話でした。就学援助以外で滞納している人については、義務教育だから払わないという主張でいう方はあまり聞いていませんが、傍から見ても大丈夫な人はお金の使い方であって車とか別のところに回していたり、あるいは収入があるけど借金をしていたりという話であり、その中で校長先生方は対応していただいているということを伺っています。

学校給食課長

補足ですが、滞納の関係で運営委員会でもお話したものですけど、27年度で小学校10校の内、6校が完納です。要するに、未納がない状況です。中学校は高根中学校が完納で、それ以外が未納です。

教育長

親御さんの考え方が随分変わってきたというところもあって、このあたりについては校長先生をはじめ、厳しい集金に行っていました。親御さんがパチンコ屋さんから出てくるのを待って、校長先生がそこで集金するという場面も実際あったのですが、それが飛び火して、学級担任あるいは学校主任がやるということになって、教職員の多忙化の中に集金未納の追及が入ってきていると指摘されてきました。今は担任がやらないで、教頭もしくは校長がやっているのが現状ですので、あまり良い体制ではないですが、でもやらないと上手くいかないですね。きちっとした手続きを取って、お金を支援していただけるという形でやれば対応できますが、それ以外の人たちは心掛けている姿勢そのものに問題があるところなので、そこを対応しない限りはなかなか難しい部分があります。報告の案件とは少し違うんですが、角度を変えた形でまた報告ができればよいかと思います。こんな状況ですけど、これについては別の案件ということでよいでしょうか。

委員

それだったら、給食センターの職員にやってもらえばいいじゃないですか。やっているのかな。

学校給食課長

一応、私の方でここ2年ほど滞納整理を重点的に進めていますが、私や所長などの管理職、また調理員も含めて、現状取り組んでいるところであります。その中で感じているのは、現年度分は比較的取りやすく、学校でも校長先生を中心にやっていただいているところもありますが、例えば現役であっても過去の3年生の時の分や、5年生の時の分といったものをなかなか納めるというのは難しいです。何とかその学年の分だけは、なんとか徴収してもらっているというところがありますので、私が課長として考えているのは、現在学校にいる方については世帯ごとに整理できたので、過去の分の未納について、学校にお知らせしたり相談なりして、これだけの分の未納があるから納めていただける形をやりたいと思っています。そ

れまでは滞納整理ができていなかったもので、今後段階を踏んだ形でやっていきたいと担当課としては思っています。

教育長

学校給食センターの運営委員会が出されているような資料的なものを、機会を改めて委員さんにこんな状況だという説明ができる場面があると、この所も解消できるのかなと思います。

委員

私も10年前に現役でいた頃に、滞納整理で各家庭に回った経験がありますけども、やはり就学援助をいただいている母子家庭とかそういうお子さんが払えていて、両親揃っていて収入があやふやだという家庭が滞納していて、そういった場合に学校では収入はどのくらいありますかといったことはなかなか調べられないです。もし貧困によってということであれば、また対策を立てていかなければならないと思いました。

学校給食課長

収入についてですが、感覚ではこの家庭が貧困によるものだと行ったものがありますが、こちらも税情報についても一切見せてもらえなかったり、個人情報の確認についても厳しいため、そういった分からない部分が出てくるのは確かです。ですから、まずは学校に在学中(小学生は6年間、中学生は3年間)の内に滞納をできるだけ少なくしていくのが一番早いかと思います。あとは私債権的な話の中で、執行停止とかの措置が形としてできるのであれば、今後変わってくるかと思えます。権限が付与されていれば厳しいお話をすることもできますが、現実にはなかなかそうもいかないもので、難しい状況であります。

教育長

その他に、質疑はございますか。

教育長

それでは、他に質問も無いようですので本案を原案どおり承認する事にご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教報第1号「平成27年度御殿場市一般会計決算(教育費)について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 42 号

平成 28 年度御殿場市一般会計補正予算（第 2 号）について

教育長

それでは、御教議第 42 号「平成 28 年度御殿場市一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題と致します。

教育総務課長

それでは、資料の 71 ページ・72 ページをお願いします。教育総務課関係からご説明いたします。

3 項 1 目の学校管理費の説明欄をご覧ください。

1 の①施設維持補修費は、高根中学校屋内運動場南側のネットフェンス他修繕に要する経費で 3,240,000 円を増額するものです。財源につきましては、地元協力割合 70%により、高根財産区から 2,268,000 円が繰り入れとなります。

次に 2 目の教育振興費説明欄をご覧ください。

1 の①教材用備品等購入経費は、富士岡中学校調理室調理台一式に要する経費で、5,238,000 円を増額するものです。財源につきましては、全て一般財源となります。

次に 3 目の西中学校校舎改築事業費説明欄をご覧ください。

1 の校舎改築事業は、西中学校の校舎改築の基本・実施設計業務委託に要する経費で 32,400,000 円を増額するものです。本事業にかかる事業費は、108,000,000 円となっております。平成 28 年度から平成 30 年度までの公費で行うものです。その内、平成 28 年度の支出分は前払い金として 30%ということで 32,400,000 円の支出となります。

財源につきましては、地元協力割合 90%により、玉穂財産区から 23,529,000 円、印野財産区から 5,630,000 円の計 29,159,000 円が繰り入れとなります。残りの 70%ですが、こちらは精算時の支払となることから債務負担行為の設定をさせていただいております。

資料の 73 ページをお願いします。第 3 表の債務負担行為ということで、この表のように指示させてもらっています。一番下から西中学校校舎改築事業としまして、平成 29 年度から平成 30 年度で 80,000,000 円の設定をさせていただいているものでございます。

教育総務課関係は以上です。

社会教育課長

引き続き、社会教育課関係の補正について説明させていただきます。

10 款 5 項 1 目社会教育総務費です。

勝間田清一伝編纂事業に要する経費で、寄附金 500,000 円を補正増しております。財源につきましては、高根愛郷会より 500,000 円の寄附がありますことから、勝間田清一伝編纂事業に充てて、寄附金 500,000 円を補正増しております。

次に、10 款 5 項 2 目社会教育課文化財費です。

二の岡地区旧万国村教会が倒壊の恐れがあり、壊すにあたって文化的に価値があることから実測調査し図面・写真に保存するための費用 900,000 円を計上するものです。

なお、財源につきましては、御殿場財産区から、事業費の 2 分の 1 の 450,000 円繰り入れの内諾を得ております。以上となります。

教育長

ただ今、御教議第 42 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

それでは、質疑も無いようですので本案を原案どおり承認する事にご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 42 号「平成 28 年度御殿場市一般会計補正予算（第 2 号）について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 43 号

御殿場市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置規程について

御教議第 44 号

御殿場市教育振興基本計画策定懇話会要綱について

教育長

それでは、御教議第 43 号「御殿場市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置規程について」及び御教議第 44 号「御殿場市教育振興基本計画策定懇話会要綱について」は関連がありますので、一括した議題といたします。

教育総務課長

それでは、御教議第 43 号、44 号について、それぞれ説明させていただきます。

初めに、御殿場市教育振興基本計画策定について説明させていただきます。教育基本法は地方自治体に対して、教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。御殿場市教育委員会は、昨年度、第 4 次御殿場市総合計画に基づき、教育に関する大綱を策定しましたことから、本年度中に、教育に関する大綱に基づいた、教育施策の方向性や重点的な取り組みなどを示す教育振興基本計画を策定するため、「庁内検討委員会設置規定」及び「策定懇話会要綱」を制定するものです。

それでは、資料の 75 ページをご覧ください。

「庁内検討委員会設置規程」から説明いたします。第 3 条及び第 4 条は、教育総務課長と学校教育課長を、それぞれ委員長、副委員長とし、別表に掲げる方々を委員とするものがあります。77 ページ目の「策定懇話会要綱」につきましては、広く市民の意見を伺うために設置する懇話会について定めたものでありまして、参加対象者の構成は、第 3 条に規定のとおりとなっております。1 号は社会教育委員や元教育委員、2 号は市内の小学校・中学校・高等学校の校長を、第 3 号は PTA 代表、第 4 号は関係する行政機関等からの選出を想定しております。なお、規程、要綱の施行日は公表、告示の日としておりまして、8 月中の施行を予定しております。

今後のスケジュールですが、現在、関係する所属の統括職による内部検討会において、施策の方向性や重点的な取り組み等の抽出作業を行っております。9 月下旬以降は、庁内検討委員会において素案をとりまとめ、11 月中旬以降に策定懇話会を開催し、素案に対するご意見を伺ったのち、調整会議・庁議、総合教育会議、パブリックコメント等を経て、教育委員会での承認、議会へ説明・報告し、平成 29 年度からの運用を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 43 号、44 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

委員

懇話会の委員は、公募ではないのですか。

教育総務課長

教育振興基本計画の立ち位置ですが、本来であれば、下の計画を順々に詰めていって大きな計画にしていく、もしくはその逆だと思いますが、今回に限りましては、第四次御殿場市総合計画という一番大元ができています。反対に、担当レベルで行うグランドデザインのような簡易計画もできていますので、その中間を埋めるような形となる性質をもつものでありますので、今回はあえて公募ではなく専門家の方たちに集まっていただいて、この計画を取りまとめましょうということ考えております。

委員

それだと先ほどの広く市民から意見を求めるという説明と逆行してしまうような気がしますが、それとパブリックコメントを取ると言いましたが、それとの整合性というのは取れるのでしょうか。

教育総務課長

パブリックコメントを活用することによって、一つは市民の声が聴けるというのがあります。それから広く市民の意見を伺うというのが公募とは考えていませんので、例えばPTAの役員や関係する行政機関の方も市民となりますので、そちらについて若干異論はあろうかと思いますが、市民を無視した形ではないという気持ちでおります。

委員

それならば全て専門職ではなくて、全て市民でも可能なわけで、それだったら広く市民の意見を求めると言わなくたって良いのではないかと。ただ専門職とか、そういう形で説明してしまうとなかなか納得できないのではないのでしょうか。懇話会要綱の3条の(1)から(3)までは、大体どの懇話会でもこのような条文ですよ。

教育総務課長

今おっしゃられたとおりで、事務局としては懇話会の委員については大変悩んでいるところで、まだ決めかねているところもありますが、(4)の前3号に掲げる者のほかというところで、実はまったく教育とは関係ないところから一人選出できないかと考えております。そういうところで、広くというのはできないかなと思っております。ただ現在(4)の委員がどの分野から選出されるかは具体的に決まっておきませんので、ご説明できないところが苦しいところですが、そういった形を取っております。

委員

一応、事務局の事情については理解しますが、こういう条文を見ると事務局に都合の良い人を選べるような条文じゃないかと一市民になってからつくづく感じるんですね。その辺

りも考えてもらいたいです。

委員

自分としては、3条にある(4)で良いと思います。策定委員会というよりはあくまで懇話会という形ですので、逆に答申書を出すようなところではないと判断できますので、ある程度こちらでもって話をまとめたいということで専門的な人をピックアップしたということで、私としては良いと思います。パブコメをまとめること自体で、広く市民の意見を取り入れるという解釈で、かつ、やはり専門家が最初にある程度携わっていないとまとまる部分もまとまらなくなってしまうようなことがあろうかと思っておりますので、異議はありません。ただ、これは我々が傍聴することってできますか。

教育部長

懇話会はできます。先ほどの第1条の広く市民というのにそぐわないという話がありましたが、この部分の表現については変えられるかどうかは検討したいと思います。またパブコメ等は求めるということでご理解していただきたいと思っております。

委員

他の首長部局を見ていると、ほとんどの懇話会は公募しているんですね。教育委員会だけ、今まで一度も公募していないからなぜかなと考えたときに、例えば色々な政党の人が出てきて色々なこと言ってまとまらないとか偏った人が出てきて困惑してしまうとか、そんなことが理由になっているのかなと思ったものですから。

教育部長

現実にはこれを年度内に策定しなければならないというのが一つあるかと思っております。

教育長

形式的な形でもっていくとするとこのような様子になってしまうかとは思いますが、ご指摘されたことは次に活かしていかないと、文言が広く市民の意見を聴取するといったときに、整合性をどこをもって取るのかはこちらの方も考えていかないといけないと思っております。他に、別のことでありますでしょうか。

教育長

それでは、質疑も無いようですので先に御教議第43号について原案どおり承認する事にご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第43号「御殿場市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置規程について」を原案どおり承認することに決しました。

教育長

次に御教議第 44 号について原案どおり承認する事にご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 44 号「御殿場市教育振興基本計画策定懇話会要綱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 45 号 平成 28 年度特別支援教育就学奨励費について

教育長

次に、御教議第 45 号「平成 28 年度特別支援教育就学奨励費について」を議題といたします。本案については秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。

(秘密会)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課参事

ただいま議題となりました、御教議第 45 号につきまして、内容説明をいたします。議案書の 79 ページをご覧ください。

(内容説明)

学校教育課副主任

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

(内容説明)

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今御教議第 45 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

(質疑)

教育長

それでは他に質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 45 号「平成 28 年度特別支援教育就学奨励費について」を原案どおりに承認することに決しました。

御教議第 46 号 平成 28 年度就学援助について

教育長

次に、御教議第 46 号「平成 28 年度就学援助について」を議題といたします。本案については引き続き、秘密会といたします。

(秘密会)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課参事

ただいま議題となりました、御教議第 46 号につきまして、内容説明をいたします。議案書の 80 ページをご覧ください。

(内容説明)

学校教育課副参事

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

(内容説明)

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今御教議第 46 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

(質疑)

教育長

それでは今回は事情をもって、本案を認めないことにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御教議第 46 号「平成 28 年度就学援助について」は認めないことに決しました。

その他・閉会

教育長

それでは秘密会を解き会議を続行します。
他に何かございますか。

教育長

他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会 8 月定例会を閉会といたします。

午後 3 時 52 分閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

4 番委員 _____

5 番委員 _____